



様式 2-5

許可書
回答

道路占用

許可

書

新規	札建札道第号 令和年月日
	札建札道第 21016 号 令和 5 年 3 月 31 日

〒 060-8588

(ふりがな)

住 所 札幌市中央区北3条西6丁目

(ふりがな)

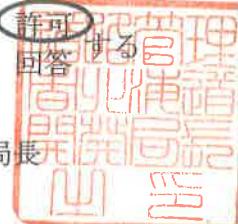
氏 名 北海道知事

担 当 者

T E L 011-204-5055

占用の目的	放流用排水管		
占用の場所	路線名	一般国道5号	車道・その他
占用の場所	場所	札幌市中央区北3条西1丁目2-9地先	
占用物件	名 称	規 模	数 量
	放流用排水管	鋼管Φ300×2本	97.91m
占用の期間	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	366日間	占用物件の構造
工事の期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	間	工事実施の方 法
道 路 の 復 旧 方 法	原状回復	添 付 書 類	申請書のとおり
占 用 料	初 年 度 年 領 最 終 年 度 総 領	¥0 ¥0 ¥0 ¥0	(算定) 徴収しない
			(履行期限) 納入告知書により指定する期限

令和5年3月28日付けて **申請** のあった占用については、別紙の条件を付して **協議** する



北海道開発局長

この道路占用許可について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この許可書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣へ審査請求することができる（なお、この許可書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求することができなくなる）。

また、行政事件訴訟法の定めるところにより、この許可書を受け取った日（当該処分につき審査請求した場合においては、これに対する裁決の伝達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表するものは法務大臣となる。）、処分の取り消しの訴えを提起することができる（なお、この許可書を受け取った日又は裁決の伝達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

一般条件**第1 占用の場所、工事の実施方法等**

(原則)
(1) 占用工作物、物件又は施設(以下「占用物件」という。)の設置場所、構造、占用工事の実施方法及び道路の復旧方法については、許可書等に特別の定めがない限り占用申請書及びその添付図書により実施すること。

(工事の指導監督)

(2) 占用工事の実施に当たっては、所轄開発建設部長(以下「部長」という。)又は占用工事監督員(以下「監督員」という。)の指導監督を受けること。

(着手、完了の通知)

(3) 占用工事の着手に当たっては、あらかじめ部長又は監督員にその旨口頭又は軽易な方法で通知すること。

ただし、占用許可等の後の掘削を伴う工事の着手時には、書面(様式6-1)によりこれを届け出ること。また、占用工事の完了に当たっては、その日のうちに部長又は監督員にその旨口頭又は軽易な方法で通知すること。

(占用工事中の変更)

(4) 占用工事実施中に、占用物件の設置場所、構造、工事の方法等を変更する必要が生じたときは、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがない軽易なものであって、かつ、次に掲げるもの(以下「道路の占用の軽易な変更」という。)を除き、占用の変更の許可等を受けずに当該工事等を変更しないこと。

ア 占用物件の構造の変更であって重量の著しい増加を伴わないもの。

イ 道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない物件を占用物件に添加する場合であって、占用者において、自らの占用目的に附隨して行うもの。

(占用の場所等の軽微な変更)

(5) 前号にかかるわらず、占用の変更が次に該当する場合には、あらかじめ占用関係変更届(様式7)を提出し、部長又は監督員の承認を受けるのみで足りる。ただし、変更することについての正当な理由があるときに限る。

ア 占用物件の場所を、同一条件の道路内において、道路に対し縦断的に必要最小限度移動するとき(橋、屈曲部、道路交差部等に接近する場合を除く。)。

イ 占用物件の場所を、盛土箇所の路肩端から道路敷地境界線寄りに、道路に対し横断的に必要最小限度移動するとき。

ウ 占用物件の場所を、のり敷の平坦部内で、かつ、のりその他道路本体に影響のない範囲で移動するとき。

エ 開削工法を推進工法に変更するとき。

オ 歩道内の地下に設置する場合で、他の占用物件等との関係上やむを得ず必要最小限度移動するとき。

(交通安全のための措置)

(6) 占用工事の実施に当たっては、許可書等に定める交通規制方法に従い、一般交通に危険を生じないようにすること。

(工事完了届)

(7) 占用工事が完了した後、10日以内に次の図書を添付した完了届(様式6-2)を提出すること。

ただし、電線の添架や横断電線占用等、道路の構造又は交通に及ぼす影響が少ないものについては、この限りでない。

ア 申請書に添付した図書のうち、第5号に定める監督員の承認により占用の場所等を変更したため訂正を要する図書について、その変更状況を赤色で記入し、かつ、変更承認年月日、承認をした者の氏名及び変更理由を箇所ごとに記入したもの。

イ 占用者が自ら行った工事完了検査の所見のうち、占用許可等の履行に關係ある事項について記入した書面の写し。

ウ 占用許可等の履行状況を示す占用関係写真。

(工事完了検査)

(8) 完了届(様式6-2)の提出があった後(完了届の提出を要しない場合にあっては、第1項第3号に規定する完了の通知があった後)、工事完了検査を行う。

第2 占用物件の維持管理

(占用の表示)

(1) 占用期間中、占用物件には別紙に定める占用の表示をすること。

(占用物件の維持管理)

(2) 道路占用者は、道路法、同法施行令その他関係法令を遵守するとともに、占用物件の清掃、電線等の規定の高さの保持、水管、ガス管等の損壊による危険の予防その他占用物件を常時良好な状態に保つように管理し、もって道路の構造又は交通に支障を及ぼさないよう努めること。なお、このことについて道路管理者が指示したときはその指示に従うこと。

(3) 道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点からその損傷により特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある占用物件については、占用許可後、5年が経過する時期を基本として、道路管理者による占用物件の安全確認のため、占用物件の現状について、道路管理者あて書面等により報告すること。

(4) 占用物件の異常により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異常の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を道路管理者に報告すること。

第3 占用の権利の譲渡等の禁止

占用の権利は、他人に譲渡し、又は使用させ、若しくは担保に供しないこと。相続又は法人の合併の場合には、その権利義務を承継しようとする者が占用関係変更届(様式7)により届け出ることで、占用の権利を承継することができる。

第4 占用に関する手続

(届出)

(1) 前項後段の届出のほか、次に掲げる事項に該当する場合は、すみやかに占用

関係変更届(様式7)により届け出ること。

ア 道路上での交通規制を伴う占用物件の点検又は保守工事を実施しようとするとき。

イ 道路の占用の軽易な変更をしようとするとき。

ウ 部長の指示を受けて災害、事故等に起因する緊急工事を実施しようとするとき。(この場合、占用の変更の許可等を要するものについては、事後すみやかにこれを得る必要がある。)

エ 占用許可申請等の以前に行う必要が認められる試掘工事を実施しようとするとき。

オ 占用を廃止しようとするとき。

カ 住所又は氏名を変更(譲渡による場合を除く。)したとき。

(占用の変更)

(2) 許可書等の次の事項を変更しようとするとき又はそれらを新たに許可書等に加えようとするとき(第1項第4号ア及びイ並びに同項第5号に該当するときを除く。)は、占用の変更の許可等を受けること。

ア 占用の目的

イ 占用の場所

ウ 占用物件の構造

エ 工事実施の方法

オ 工事の時期

カ 道路の復旧方法

(占用物件の修理)

(3) 前号の規定は、占用物件の修理のために行う道路の掘削、その他の道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工事等を行う場合に適用する。ただし、当該修理工事が緊急を要する場合には、前2号ウの規定に準ずるものとする。

(継続占用)

(4) 占用の期間が満了した後も引き続き占用しようとする場合は、その満了の日の20日前までに、占用の申請をすること。

第5 許可の取消等

次に掲げる場合には、許可の取消等の処分をし、及び占用物件の改築、除却等の必要措置を命ずることがある。

(1) 道路法若しくは道路法の規定に基づく命令の規定又はこの許可等に違反したとき。

(2) この許可等に付した条件に違反したとき。

(3) 許可の他不正な手段によりこの許可等を受けていたとき。

(4) 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

(5) 道路の構造又は交通に著しい支障が生じたとき。

(6) 第4号及び第5号に掲げる場合のほか、道路管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

第6 許可の取消等に係る費用の負担

前項の規定により処分を受け、又は必要措置を命ぜられた場合で、次に掲げるとときは、当該義務履行に要する費用は、占用者の負担とする。

(1) 前項第1号から第3号までに該当するとき。

(2) 前項第4号に該当する場合であって、かつ、許可書等に明示した道路の改築工事に支障になったとき、又は当該道路の修繕工事の支障となったとき。

第7 原状回復

占用の期間が満了し、又は、占用を廃止しようとするときは、その日までに占用者の費用で占用物件を除却のうえ、道路を原状に回復すること。ただし、原状に回復することが不適当なとき、又は原状に回復するために道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工事を伴う場合には、あらかじめ部長の指示を受けてこれを行うこと。

第8 損害賠償及び紛争解決

占用物件の設置又は管理の瑕疵に起因して、道路管理者に損害を与える、又は第三者と紛争が生じたときは、占用者の負担において損害を賠償し、紛争を解決すること。

第9 その他

(占用料の納入)

(1) 占用料金は、別途、歳入徴収官が発行する納入告知書により、指定期日までに納入すること。また、法令の改正等により占用料が変更された場合は、改正後の規定による占用料を納入すること。なお、占用料の納入が確認できない場合は、第4項第4号に掲げる継続占用をさせないことがある。

(占用料の還付)

(2) 既納の占用料は、還付しない。ただし、第5項第4号から第6号までに掲げる事由により許可等の取消その他の変更の処分が行われた場合の当該処分により占用できなくなった分に相当する占用料については、この限りでない。

(実交通規制日数の提出)

(3) 占用物件の設置、構造変更、維持等により交通規制を実施した場合には、完了届(様式6-2)により、実交通規制日数及び時間を報告すること。なお、実交通規制日数が二月以上にまたがる場合は、毎月5日までに前月中の実交通規制日数及び時間を報告すること。

第10 読替規定

この許可等が所轄事務所長(以下「所長」という。)の専決により行われたものである場合には、本条件中、部長とあるものは所長と読み替えるものとする。

別紙4

占用許可表示要領
1 地上に設置する占用物件の表示は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

(1) 占用物件に占用者住所、氏名が記載されている場合及び短時日に限り占用する物件の場合は図1によるものとし、その表示要領は次に掲げるものとする。

ア かつて内には、占用物件の名称を記入する。

イ 許可事項の記載は、例示とする。

ウ 材質は、鉄又はアルミニウム板を使用を原則とする。短時日占用物件の場合は、ステッカーにして貼付又は押印によるものとし、文字は黒色、数字は黒色又はプレスとする。

エ 地色は白色、線及び文字は黒色、数字は黒色又はプレスとする。

オ 占用物件1個で貼付ける。

カ 鋼管又は看板等及び突出看板の場合は、被添加物件に貼付する。

ク 電柱、電線等の占用の場合は、近傍の電柱に貼付する。

ケ (1) 以外の物件の場合は図2によるものとし、その表示要領は次に掲げるものとする。

ア 寸法は、物件のとおりとするが、工事用板囲、足場、工事用材料及び工事用通路等の場合は40cm×30cmとすることができる。

イ 材質は、鉄又はアルミニウム板を使用を原則とするが、工事用板囲、足場、工事用材料及び工事用通路等の場合はベニヤ板等を使用してよい。

ウ アイ以外については、前号の例による。

2 橋その他道路構造物に添架する占用物件の表示は図3によるものとし、その表示要領は次の各号に掲げるものとする。

(1) 橋に添架する占用物件の場合は、橋の親柱の裏側に添付する。

(2) 前号以外についていは、前項第1号の例による。

3 地下に設置する占用物件の表示は図4によるものとし、その表示要領は次の号に掲げるものとする。

(1) 材質は、木板その他とする。

(2) 地所は、道路敷地境界線を原則とする。

(3) 設置場所は、道路中心線と平行とする。

(4) 方向は、地所部のみに設置するものとする。

(5) 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ア 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

イ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ウ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

エ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

オ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

カ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ク 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ケ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

コ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

シ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

リ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ス 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

カ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ク 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

コ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

シ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

リ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ス 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

カ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ク 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

コ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

シ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

リ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ス 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

カ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ク 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

コ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

シ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

リ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ス 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

カ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ク 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

コ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

シ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

リ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ス 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

カ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ク 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

コ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

シ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

リ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ス 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

カ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ク 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

コ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

シ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

リ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ス 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

カ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ク 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

コ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

シ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

リ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ス 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

カ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ク 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

コ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

シ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

リ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ス 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

カ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ク 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

コ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

シ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

リ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ス 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

カ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ク 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

コ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

シ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

リ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ス 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

カ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ク 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

コ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

シ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

リ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ス 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

カ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ク 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

コ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

シ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

リ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ス 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

カ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ク 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

コ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

シ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

リ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ス 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

カ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ク 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

コ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

シ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

リ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ス 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

カ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ク 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

コ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

シ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

リ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ス 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

カ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ク 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

コ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

シ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

リ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ス 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

カ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ク 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

コ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

シ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

リ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ス 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

カ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ク 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

コ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

シ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

リ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ス 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

カ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ク 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

コ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

シ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

リ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ス 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

カ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ク 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

コ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

シ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

リ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ス 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

カ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ク 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

コ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

シ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

リ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ス 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

カ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ク 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

コ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

シ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

リ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ス 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

カ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ク 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

コ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

シ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

リ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ス 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

カ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ク 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

コ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

シ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

リ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ス 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

カ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ク 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

コ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

シ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

リ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ス 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

カ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ク 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

コ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

シ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

リ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ス 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

カ 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

ク 原則どもして地所部のみに設置するものとする。

<p

道路占用 許可申請書
協議

新規	更新	変更	(番号)
			年 月 日
令和 5 年 3 月 28 日			

〒 060-8588

住所 札幌市中央区北3条西6丁目

申請者

氏名 北海道知事 鈴木 直道

(担当者・TEL 北海道総務部行政局財産課)

(申請者と異なる場合のみ記入して下さい。)

施工者 住所 〒

道路法 第32条 の規定により 許可を申請します。 氏名
第35条 協議 (担当者・TEL)

占用の目的		湧水の水替えに係る放流用排水管の埋設(存置)							
占用の場所	路線名	北4条線			路線番号(10-0004)	車道・歩道・その他			
	場 所	中央 区 北3条西6丁目1地先～北3条西1丁目2-9地先							
占 用 物 件	名 称		規 模		数 量				
	放流用排水管		鋼管 φ 300 × 2本		鋼管 φ 300 1,500.29m (L=750.76 + L=749.29)				
占用の期間	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで	1年 間	占用物件 の構造	鋼管 φ 300 × 2本					
工事の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	間	工事実施 の方法	機械掘、手掘 その他()					
道 路 の 復 旧 方 法	原形のとおり復旧します。		添付書類	位置図、平面図、断面図、求積図 交通安全対策図、その他()					
掘削面積	舗装種別	延長(m)	掘削幅(m)	面積(m ²)	掘削面積	舗装種別	延長(m)	掘削幅(m)	面積(m ²)
	舗 車 道					舗 步 道			
	舗 車 道					砂 利 道			
	舗 車 道								
	舗 車 道					道 路 幅 員	(現況)車道 m、歩道 m		

道路占用許可・回答書

札幌市 区道占第 22006 号
令和 5 年 3 月 30 日

上記 申請協議 のとおり 許可 回答 します。ただし、下記事項を守ること。

1 占用料 別途発行する納入通知書により納めること。

2 占用調査費 別途発行する納入通知書により納めること。

3 条件 別添条件書のとおり

道路管理者 札幌市
代表者 市長 秋元克広



この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に札幌市に対して審査請求することができます。

また、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内(適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に札幌市(訴訟において札幌市を代表するものは市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

道路占用許可条件書

[管 路]

道路占用者（以下「占用者」という。）は、道路法、札幌市道路占用規則及び札幌市道路占用許可基準その他関係法令を遵守するほか、次の条件に従わなければならない。

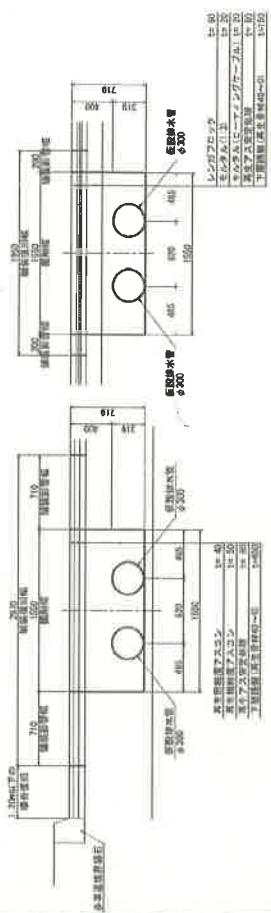
- 1 道路法、札幌市道路占用規則及び占用許可条件に違反している場合には、許可を取り消すことがある。
- 2 占用に起因し、本市及び第三者に損害を与え、又は紛争が生じた場合は、直ちにその旨を道路管理者（市長）に届けるとともに占用者の責任において解決すること。
- 3 相続又は法人の合併等により占用物件を継承しようとするときは、すみやかに道路管理者（市長）に届け出ること。
- 4 占用者の住所又は氏名を変更したときは、すみやかに道路管理者（市長）に届け出ること。
- 5 公共事業若しくは道路管理上必要を生じたときは、又は交通上支障を生じたときは、直ちに道路を原状に回復すること。
- 6 占用権を他人に譲渡し、若しくは賃貸し、又は担保その他私権の目的に供してはならない。
- 7 占用物件が道路工事等に支障がある場合は、物件の改築、移転、除却又は道路の原状回復を命ずることがある。この場合の費用については占用者の負担とする。
- 8 占用者は、占用期間の満了後、または占用の必要がなくなった場合には、ただちに物件を撤去し、道路の原状回復を行うこと。
- 9 占用者の都合により許可期間内に占用をやめたときは、既納の占用料は還付しない。
- 10 占用期間満了後も、さらに占用を継続するときは、申請の更新を要する。

位置図

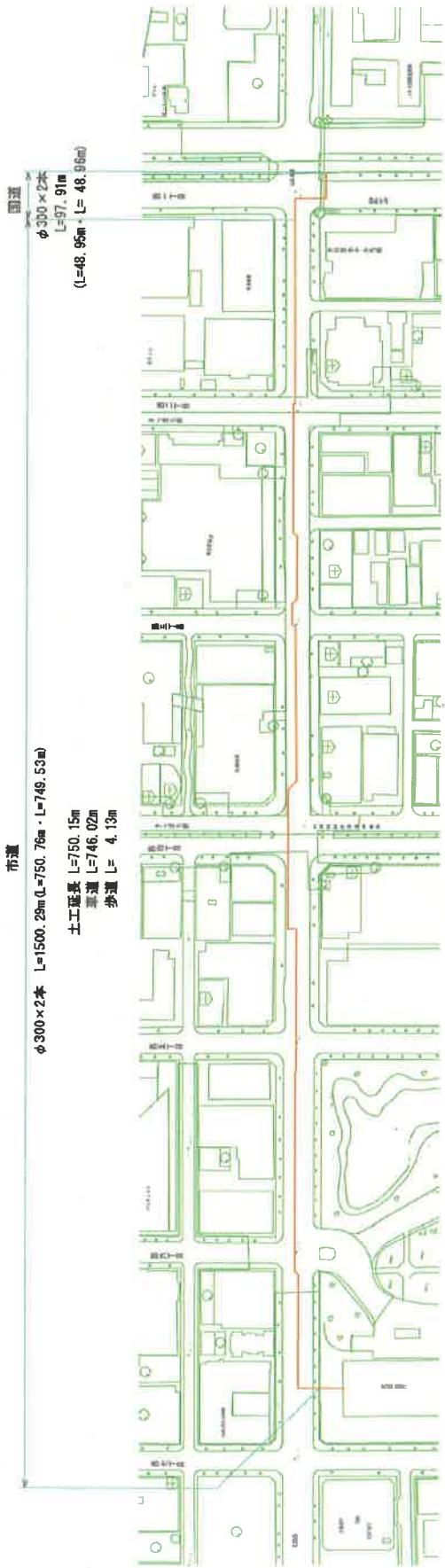


断面図(土工標準図)

歩道部(市道北4条線)
(本復旧)



平面図



占用面積

$$A = 0.319m \times 1500.29m = 478.6m^2$$

札河管第 5114 号
令和 5 年（2023 年）3 月 31 日

〒060-8588

札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
北海道知事 鈴木 直道 様

札幌市長 秋元 克広
(河川管理者)

受 理 書

令和 5 年 3 月 28 日付で届出のありました占用期間延期につきましては、届出のとおり受理いたしましたので通知します。

記

- 1 河 川 名 準用河川：創成川
- 2 目 的 地下水ディープウェル排水管及び河床防護の設置（存置）
- 3 場 所 札幌市中央区北 4 条西 1 丁目（創成川左岸）
- 4 許 可 番 号 平成 25 年（2013 年）6 月 11 日付 札河管第 3009 号
- 5 占 用 期 間 (変更前) 平成 25 年 6 月 11 日から令和 5 年（2023 年）9 月 20 日まで
(変更後) 平成 25 年 6 月 11 日から令和 7 年（2025 年）3 月 31 日まで